

規制の事前評価書 (訪問購入に係る規制内容の整備)

所管部局課室名：消費者庁取引対策課

電話：03-3507-9213

メールアドレス：emi.kaneko@caa.go.jp

評価年月日：平成24年12月

1. 規制の目的、内容及び必要性

(1) 現状及び問題点

貴金属等の購入業者による自宅への強引な訪問購入について、平成22年度から平成23年度にかけて、全国の消費生活センターに寄せられている消費者からの苦情・相談情報が急増しており、早急に消費者被害を未然に防止する必要がある。

こうした中、行政刷新会議による規制仕分け（平成23年3月7日）による議論を経て、「規制・制度改革に係る方針」（平成23年4月8日閣議決定）において、「貴金属等の買取業者による自宅への強引な訪問買取りに係る消費者保護のための法的措置について、被害実態の正確な把握に努めつつ、平成23年度中に検討・結論を得ること」とされた。消費者庁は、当該閣議決定を受け、「貴金属等の訪問買取りに関する研究会」を開催し、検討を行った（平成23年7月1日～12月9日）。その検討結果を受け、特定商取引に関する法律に新たに訪問購入に対する規制を盛り込んだ「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案」が国会へ提出され、8月10日に成立、同月22日に公布された。

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第59号）による改正後の特定商取引に関する法律（以下「法」という。）では、訪問購入に関し、原則全ての物品について、売主である消費者によるクーリング・オフ等を可能とするとともに、訪問購入事業者には不招請勧誘の禁止や書面交付義務をはじめとする規制を課すことになった。法は来年2月下旬までに施行することとなっており、施行までの期間において、訪問購入に関する規制の対象としない物品等について政令で定めることとされている。

法においては、規制の対象を原則として全ての物品としているため、政令で適用除外を設けない場合、事業者が訪問購入を行った場合でも消

費者の利益を損なうおそれがないと認められる等、規制を適用する必要性のない物品についても規制の適用を受けることとなるほか、御用聞きや常連取引等の日常生活において支障なく行われている形態の取引についてまで規制を及ぼすこととなり、過剰規制となるおそれがある。

また、法第 66 条は、主務大臣による報告徴収等に関する根拠規定であるが、同条第 2 項において、政令で定める販売業者等と密接な関係を有する者（以下「密接関係者」という。）に対し、法の施行のために必要と認められる場合に、報告徴収等ができることを規定している（直罰規定）。

また、法第 58 条の 10 について、売主たる消費者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、不実なことを告げてはならないと規定されているが、購入業者とは別に、こうした事を消費者に告げる者が存在する場合があります、その場合にどのような内容のことを告げたか等、当該規定の施行に必要な調査を行う際、当該告げた者が「密接関係者」に位置付けられない場合、当該告げた者に対して強制力に基づく報告徴収及び立入検査ができない（任意の調査は可能）。また、法第 58 条の 11 の 2 について、訪問購入業者が消費者から買い取った物品を別の第三者に引き渡すときに、その第三者に対して、当該物品の契約関係についての通知義務が規定されているところ、実際にその通知がなされたか等、当該規定の施行に必要な調査を行う際、当該第三者が「密接関係者」に位置づけられていない場合、当該第三者に対して強制力に基づく報告徴収及び立入検査ができない（任意の調査は可能）。

（２）規制改正の目的

規制の対象とする必要性がないと認められる物品及び取引態様については、政令において適用除外等の措置を講ずる。

また、法第 58 条の 10 において、売主たる消費者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、不実なことを告げてはならないと規定されているが、購入事業者以外の者が重要事項について不実なことを告げた場合、その告げた者に対しても強制力に基づく報告徴収等ができるよう、政令において当該告げた者を新たに法第 66 条第 2 項の密接関係者に位置付ける。

加えて、法第 58 条の 11 の 2 において、訪問購入業者が消費者から買取った物品を別の第三者に引き渡すときに、その第三者に対して、当該物品の契約関係についての通知義務が規定されているが、この規定の実効性を担保するため、当該第三者に対しても強制力に基づく報告徴収等ができるよう、政令において当該第三者を新たに法第 66 条第 2 項の密

接関係者に位置付ける。

(3) 規制改正の必要性

規制の対象とする必要性のないと認められる物品及び取引態様についてまで規制の対象とすることは過剰規制となるおそれがあるため、政令において適用除外等の措置を講じる必要がある。

また、売主たる消費者に対する、契約に関する重要事項についての不実告知がなされたかどうか、又は第三者に通知が実際になされたかどうかについては、実際に重要事項を告知した者又は第三者からの報告、提出資料等で調査を行った上で判断をする必要があるため、重要事項を告知した者又は第三者に対しても主務大臣による報告徴収等の権限が及ぶこととする法的措置が必要である。なお、既に現行法においては、購入業者と密接な関係を有する者である「密接関係者」には報告徴収を行うことができる根拠規定があるため、重要事項を告知した者又は第三者についても、政令において「密接関係者」である旨を規定することとする。

(4) 規制改正の内容

① 規制の対象としない物品を定める（法第 58 条の 4 関係）

以下要件のいずれかを満たす物品について、本法の規制の対象としない物品として政令で定める。

- ◇ 消費者の利益を損なうおそれがないと認められる物品
- ◇ 法の適用を受けることとされた場合に流通が著しく害されるおそれがあると認められる物品

② 適用除外される取引の態様を定める（法第 58 条の 17 関係）

以下要件のいずれをも満たす取引態様について、本法の規制の適用除外とする取引態様として政令で定める。

- ◇ 営業所等以外の場所において売買契約の申し込みを受け又は売買契約を締結することが通例である取引態様
- ◇ 通常、訪問購入に係る売買契約の相手方（売主たる消費者）の利益を損なうおそれがないと認められる取引態様

③ 報告徴収等における「密接関係者」に重要事項を告知する者及び法第 58 条の 11 の 2 にある第三者を追加（法第 66 条関係）

法第 66 条の主務大臣による報告徴収に関する根拠規定のうち、同条第 2 項において、政令で定める販売業者等と密接な関係を有する者（「密接関係

者」)に、法の施行のために必要と認められる場合に、報告徴収ができることを規定している(直罰規定)。

今回新たに導入された訪問購入規制のうち、法第58条の10において、売主たる消費者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、不実なことを告げてはならないと規定されているところ、購入事業者以外の者が重要事項について不実なことを告げた場合、その告げた者に対しても強制力に基づく報告徴収等ができるよう、政令において当該告げた者を新たに法第66条第2項の密接関係者に位置付ける。

また、法第58条の11の2において、訪問購入業者が消費者から購入した物品を別の第三者に引き渡すときに、第三者に対して、当該物品の契約関係についての通知義務が規定されているところ、当該第三者についても政令において新たに法第66条第2項の密接関係者に位置付けるもの。

2. 想定される代替案

本規制案①②については、法律による委任事項であって基準も明確に規定されているため代替案はない。また③についても、第三者等への報告徴収の権限を根拠づける規定であり、代替案はない。

3. 分析対象期間

法の施行後3年とする。

(参考) 特定商取引に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第59号)抄 附則

第四条 政府は、新特定商取引法第五十八条の十四第一項に規定する申込者などが同項の規定による売買契約の解除をした場合において当該申込者などが新特定商取引法第五十八条の四に規定する訪問購入に係る物品の占有を確実に回復し又は保持することができるようにするための制度について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に規定するもののほか、この法律の施行後三年を経過した場合において、新特定商取引法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4. 費用及び便益を推計する際の比較対象

規制の適用としない物品等及び第三者等への報告徴収の権限が法的に措

置されない場合を比較対象とする。

5. 規制の費用

① 規制の対象としない物品を定める（法第 58 条の 4 関係）

（1）遵守費用

特に想定されるものはない。

（2）行政費用

特に想定されるものはない。

（3）その他の社会的費用

特に想定されるものはない。

② 適用除外される取引の態様を定める（法第 58 条の 17 関係）

（1）遵守費用

特に想定されるものはない。

（2）行政費用

特に想定されるものはない。

（3）その他の社会的費用

特に想定されるものはない。

③ 報告徴収等における「密接関係者」に重要事項を告知する者及び第三者を追加（法第 66 条関係）

（1）遵守費用

重要事項を通知する者及び第三者は、主務大臣への報告や書類の提出が求められ、また、それらが法人である場合には事業所へ立ち入られることとなるが、これらは法の施行のために必要があると認められる場合にのみ行われるものであり、法に基づき適正に業務を営む購入業者と適正な取引を営む第三者には特段の費用は発生しない。

（2）行政費用

行政機関において、必要に応じて重要事項を通知する者及び第三者に対する報告徴収や立入検査を実施することによる業務が発生するが、現在の体制で対応できる程度と予想される。

(3) その他の社会的費用

特に想定されるものはない。

6. 規制の便益

訪問購入をめぐる消費者トラブルに対して、より実効的な法執行が可能となり、取引の適正化と消費者被害の未然防止により、消費者利益の保護が可能となる。

7. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

規制の便益に関しては、所要の措置を講ずることによって、訪問購入をめぐる消費者トラブルに対して、より実効的な法執行が可能となり、取引の適正化と消費者被害の未然防止により、消費者利益のより一層の保護が可能となる。

他方、規制の費用に関しては、まず規制の内容①②については、規制の対象とする必要性のないものについては適用から除外をするものであるため、新たに費用が発生するものではない。また規制の内容③については、法の施行のために必要があると認められる場合のみ行われるものであり、重要事項につき適正なことを告げる者や適正に業務を営む購入業者と取引を行う第三者には特段の費用は発生せず、法の実効性の担保のための必要最小限の措置であるといえる。

8. 代替案との比較

代替案はない。

9. 有識者の見解その他関連事項

特になし。

10. レビューを行う時期又は条件

法の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

11. 備考

特になし。

(以 上)